

## 非核三原則の堅持と法制化等を求める意見書

広島・長崎の被爆から 64 年が経過した。

「ふたたび被爆者をつくるな」という原爆被害者の悲痛の願いをはじめとして、わが国の「非核三原則」を国是とする核兵器反対の政策は、世界中の国々、国民を動かして、いくどとなく訪れた核兵器使用の危機を防いできた。

今、核兵器廃絶を目指す潮流は、さらにその流れを強めている。核兵器を使用した唯一の国であるアメリカのオバマ大統領が「核兵器のない世界」を追求していくことを明言した。

今こそ日本は、核兵器による唯一の被爆国として、核兵器廃絶に向けた主導的役割を果たすべきときである。

そのためにも「非核三原則」を国是としてかかげるだけでなく、国際的な世論のリーダー役としての明確な意見と行動を示すことが肝要であると思う。

よって、国会及び政府においては、被爆国日本として世界の諸国、諸国民からかけられている期待の大きさを踏まえて、「非核三原則」の堅持と法制化等を含め、さらに、国際社会へアピールすることを要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 12 月 22 日

稲城市議会議長 川島 やすゆき

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿